

農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援

(29) 島根県認定農業者金融支援事業

JAしまね(島根県)

新規	継続
0	
	(平成 年 月)

平成 28 年度は担い手農家支援のため、認定農業者支援資金を創設し多くの担い手農家に ご利用いただきました。

1 動機(経緯)

2 概要

平成 29 年度は更なる支援強化を目指し、島根県へ本資金への利子補給を組合長より陳情を行ったところ、平成 29 年度より「認定農業者金融支援事業」として、要件に合致した利用者の当初 5 年間の利子補助の受給が実現しました。

これにより当初5年間の実質金利は0%となりました。

島根県認定農業者金融支援事業の概要は以下のとおりです。

1 取扱期間

平成29年4月1日~平成32年3月31日まで

2 対象資金

島根県内に本・支店を置く銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合が融資する認定 農業者を対象とする農業近代化資金及び独自資金であって次の事業を対象とするもの。 ただし、国・県の補助事業の対象とならない事業に対するもの。

(1) 設備資金

農畜産物の生産、流通又は加工に必要な施設の整備(取得、改良、復旧)に必要な資金

- (2) 設備資金以外
- ①借地権、施設等の利用権、特許権その他無形固定資産の取得に必要な資金
- ②家畜・果樹等の導入、借地権・賃貸料の支払に必要な資金
- ③通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- 3 対象経費·補助金額

対象となる融資に係る最大当初5年分の支払利息相当額。

なお、

- (1) 18 百万円を超える融資については、超える部分の支払利息相当額は補助対象としない
- (2) 融資利率 0.5%までの支払利息相当額を限度
- (3) 補助事業者の支払利息負担及び信用保証料負担が、日本政策金融公庫の農業経営基盤強化資金を借受ける場合における負担(「人・農地プラン」の中心経営体等として位置づけられた認定農業者で公益財団法人農林水産長期金融協会の利子助成後の負担)を下回らない額。



(4) 公益財団法人農林水産長期金融協会など他の機関による利子助成がある場合はその	
	額を控除。
	4 補助対象者
	「人・農地プラン」の中心経営体等として位置づけられた認定農業者
3 成果(効果)	平成 29 年 12 月時点では、83 件の申請があり、実行件数 182 件、融資額 273 百万円、助
	成額1.6百万円の実績となりました。
4 今後の予定	平成30年度は担い手向け運転資金の対応として、新たに当座貸越型の商品を発売したの
	で、PRにより積極的な利用を促していきます。